

平成22年 9月 定例会（第299回）

10月01日-06号

◆ 三十番（今井光子）

議第六十三号は、中小企業高度化資金の住民裁判訴訟弁護士費用返済は、行政手続上はやむなしと思いますが、裁判では、県が回収を怠ったことは違法であるとの判決が出ています。住民訴訟によりその一部が返済され、県は回収の努力を怠ったことは事実であり、当時の担当部長の弁護士費用、一人十七万四千六百円は、自主返済を求めるべきだと考えます。

○議長（出口武男） これをもって討論を終結します。

これより採決に入ります。

まず、議第五十一号、議第五十四号、議第六十一号、議第六十二号及び諮第一号について、起立により採決をいたします。

以上の議案及び諮問については、予算審査特別委員会委員長報告どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

ご着席願います。

起立多数であります。

よって、以上の議案四件及び諮問一件については、予算審査特別委員長報告どおり決しました。

お諮りします。

議第五十二号、議第五十三号、議第五十五号、議第五十六号、議第五十九号、議第六十号、議第六十三号及び報第二十三号から報第二十五号については、予算審査特別委員長報告どおり、議第五十七号、議第五十八号、議第六十四号及び報第二十六号については、決算審査特別委員長報告どおり、請願第八号及び議会閉会中の審査事件については各常任委員長報告どおり、それぞれ決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認めます。

よって、それぞれ委員長報告どおり決しました。